



国土交通省

【問い合わせ先】

- ・近畿運輸局 自動車監査指導部
(亀井、加藤)
(電話) 06-6949-6449
- ・神戸運輸監理部 兵庫陸運部 監査部門
(岡村、日高)
(電話) 078-453-1105

令和8年7月17日

阪神バス株式会社に車両停止命令

この度、下記の路線バス事業者に対して、神戸運輸監理部兵庫陸運部が立入監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより、令和8年7月17日付けで行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名：阪神バス株式会社（法人番号：1140001072148）
営業所名：西宮浜営業所（兵庫県西宮市西宮浜3丁目20番地）

2. 立入監査等の実施日

令和8年1月9日及び同年3月3日

3. 監査の端緒

令和8年1月7日、関西空港発神戸三宮行きの空港リムジンバスが、神戸市中央区小野浜町の交差点において、歩道に乗り上げ、ビルに衝突し、健康起因が疑われる事故を惹起したことを端緒として、立入監査を実施。

4. 行政処分（不利益処分）について

(1) 処 分 内 容：道路運送法第40条に基づく輸送施設の使用停止処分
延べ40日間の事業用自動車使用停止処分
【4両×10日間】

(2) 行政処分の対象となった法令違反の内容

- ①事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準の遵守違反
【拘束時間・休息期間の未遵守（初違反）】
(道路運送法第27条第3項)（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）
- ②運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切（再違反）】
(道路運送法第27条第3項)（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）
- ③運行管理者の講習受講義務違反【講習未受講（初違反）】
(道路運送法第27条第3項)（旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項）

配布先
青灯クラブ
兵庫県政記者クラブ
陸運記者会(ハイクブ会)